

他大学との単位互換・共同授業

単位互換

単位互換とは、大学・短期大学が相互に単位互換協定を締結し、これらの大学に所属する学生が、他の大学の授業科目を履修し、そこで修得した単位を所属する大学の単位として認定しようとするものです。単位互換協定に参加する大学からは、それぞれ特色のある授業科目や、他の大学にはないユニークな授業科目が提供され、学生の知的な関心や興味に応じた授業が行われます。

玉川大学では開講されていない他大学（単位互換協定校に限る）の科目を受講し、修得した単位を玉川大学の単位として認定する首都圏西部大学／ネットワーク多摩単位互換制度があります。

この制度の詳細や履修申請手続きについては、ガイダンスでお知らせします。ガイダンスの時期については、掲示で連絡します。

共同授業

共同授業とは、首都圏西部大学単位互換協定に参加している大学が連携して授業科目（総合講義）を開講し、各大学の講師がオムニバス形式で授業を実施するものです。共同授業を受講した学生は、受講後に授業出席回数など一定の条件を満たせば、所属する大学の単位として認定されます。

		首都圏西部大学／ネットワーク多摩	首都圏西部大学
		単位互換（eラーニング含む）	共同授業（eラーニング含む）
履修	許可条件	(1) 学習継続条件（警告）や履修条件（進捗チェック）に1度も抵触していないこと (2) 単位互換・共同授業で10単位を修得していないこと (3) 第7セメスターの履修許可条件は上記(1)(2)のほかに、第6セメスター終了時に卒業見込みがあること *玉川大学開講の単位互換科目は、単位互換科目として履修できない	
	時期	第2セメスターから第7セメスター *第7セメスターでの履修科目は「春学期（前期）開講科目」のみとする（通年科目は履修できない）	
	上限科目数	5科目（10単位）まで *単位互換と共同授業を合わせて在学中10単位まで	3講座（6単位）まで
	1セメスター当たり上限科目数	2科目 *いずれも、玉川大学における各セメスターの履修上限単位には含まれない	1講座
単位認定	時期	受講したセメスターの翌セメスター （他大学の履修条件ならびに単位認定の時期が異なるため）	
	取扱い	卒業要件単位に含め、自由選択科目の単位として認定 （学部・学科・学年によって異なる場合あり） *GPA計算の対象に含める	

*この首都圏西部大学単位互換協定による単位互換制度以外にも、他大学・他機関との協定により実施されるものがあります。